

事 務 連 絡

平成23年4月27日

青 森 県
岩 手 県
宮 城 県
福 島 県
茨 城 県
栃 木 県
千 葉 県
新 潟 県
長 野 県

障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について

東日本大震災により被災した障害者等への必要な障害福祉サービスの確保等については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る応急仮設住宅については、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添1））及び「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成23年4月15日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添2））により、被災地域において、漸次、設置されているところですが、当該応急仮設住宅を共同生活介護及び共同生活援助（以下「グループホーム等」という。）に係る共同生活住居として活用することは、避難所等で生活されている障害者の住まいの場の確保のための有効な方策のひとつであると考えています。

このような観点から、今般、応急仮設住宅（公営住宅等の一時使用や民間賃貸住宅の借り上げによるものを含む。）をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の人員、設備及び運営に関する基準の取扱い等について下記のとおりお示ししますので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業者及び関係団体に周知いただくとともに、住宅関係部局との連携により、応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について、積極的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

記

1. グループホーム等に関するニーズの把握

応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する際には、避難所等で生活されている障害者の実態や指定障害福祉サービス事業者及び関係団体等の要望等により、各地域におけるグループホーム等の利用ニーズを適切に把握し、住宅関係部局と情報を共有すること等により、必要となる応急仮設住宅の戸数の確保に努められたいこと。

2. 人員、設備及び運営に関する基準の弾力的な運用について

(1) 人員に関する基準等の弾力的運用について

既に指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者が、従前（避難前）のサービスを継続して提供する場合のグループホーム等の事業を行う事業所に置くべき従業員の員数を算定する際に用いる利用者の数は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」（以下「基準省令」という。）第138条第2項及び第208条第2項の規定にかかわらず、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

また、これと同様に、報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等の算定要件を算定する際に用いる利用者の数は、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

ただし、新規に指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける場合は、従前の取扱いによること。

(2) 設備に関する基準の弾力運用について

グループホーム等に係る共同生活住居の立地や居室等の設備基準については、基準省令第140条（第210条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、利用者の支援に支障を来さない範囲内で弾力的に取り扱うこととして差し支えないこと。

(参考)

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（抄）

(従業者の員数)

第百三十八条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 及び三 (略)
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 (略)

(設備)

第百四十条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、一以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(従業者の員数)

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 (略)
 - 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 (略)

(準用)

第二百十条 第百四十条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）（抄）

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1 通則

(1)～(4) (略)

(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、(略)

- ② (略)

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当たられたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

(1) 避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げるにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

今般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定される場所であるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4 その他

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）があるので、御了知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

(2) 御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。

社援総発0415第1号
平成23年4月15日

岩手県、宮城県、福島県
栃木県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る応急仮設住宅については、以下の点につき御了知願いたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1. 着工期間

応急仮設住宅の着工期間については、災害発生の日から20日以内とされているが、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えない旨を既に通知しているところである。東日本大震災から既に一ヶ月を経過しているところであるが、当然ながら、今後も応急仮設住宅の着工は可能であり、応急仮設住宅の建設を予定している都道府県においては、早期の着工をお願いしたい。

2. 借地料

災害救助法による応急仮設住宅は、公有地等を予定していることから、通常は土地の借料は応急仮設住宅設置のために支出できる費用には含まれないが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、短期的に所要の応急仮設住宅の用地確保が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の前借料の範囲内で災害救助法の対象となるので、必要に応じ、前広に協議されたい。

3. 広域調整

応急仮設住宅の建設に当たっては、通常、都道府県において、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じないよう広域的な調整を行うこととして

いるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、応急仮設住宅の更なる供給を促進するため、都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。また、各県の仕様・規格を公表し、建設及びアフターサービスの条件を提示して、地元建設業者による住宅を活用することも可能である。

4. 住宅の仕様

(1) バリアフリー仕様

高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り、浴室・便所等に手すりを設置するなど物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様となるよう配慮されたい。

(2) 福祉仮設住宅

段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。なお、参考例は別紙1のとおり。

5. 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

集会施設は、住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用できる。

なお、集会施設を介護保険のサービス提供場所等に用いた例もあり、参考とされたい（参考例：別紙2）。

6. 入居決定のあり方

応急仮設住宅への入居決定は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないこと。従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯毎ではなく、従前地区での数世帯単位での入居方法も検討すること。また、入居決定に当たっては、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること。

阪神・淡路大震災における高齢者・障害者向地域型応急仮設住宅

1. 概要

阪神・淡路大震災時に、老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(福祉仮設住宅)を設置した。

2. 供給戸数

福祉仮設住宅	1, 885戸
(参考) 応急仮設住宅全体	48, 300戸

3. 供給主体

市町

※他の応急仮設住宅の供給主体は県

※実際に供給したのは、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市

4. 事例

(1) 神戸市の事例

《構造》プレハブ2階建て

《規模》8室から24室(延べ面積162㎡~431.2㎡)

《居室》6畳(原則2人入居)・4.5畳(原則単身入居)

《相談室》概ね50室に1室の割合で設置

《仕様》出入口段差なし、手すり設置(廊下階段、浴室、便所)、低浴槽

1階トイレ、洗面、流台は車いす対応

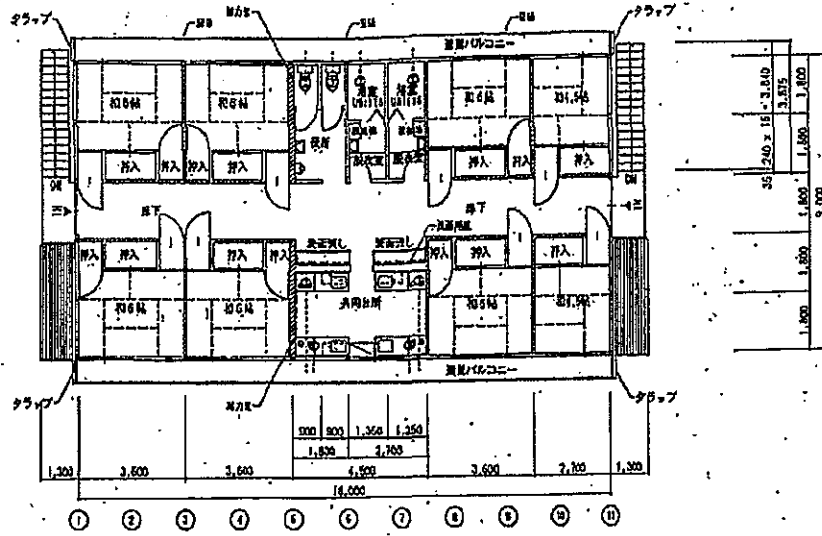
居室、トイレ、浴室に緊急呼び出しブザー設置、自動火災報知器

《入居決定方法》

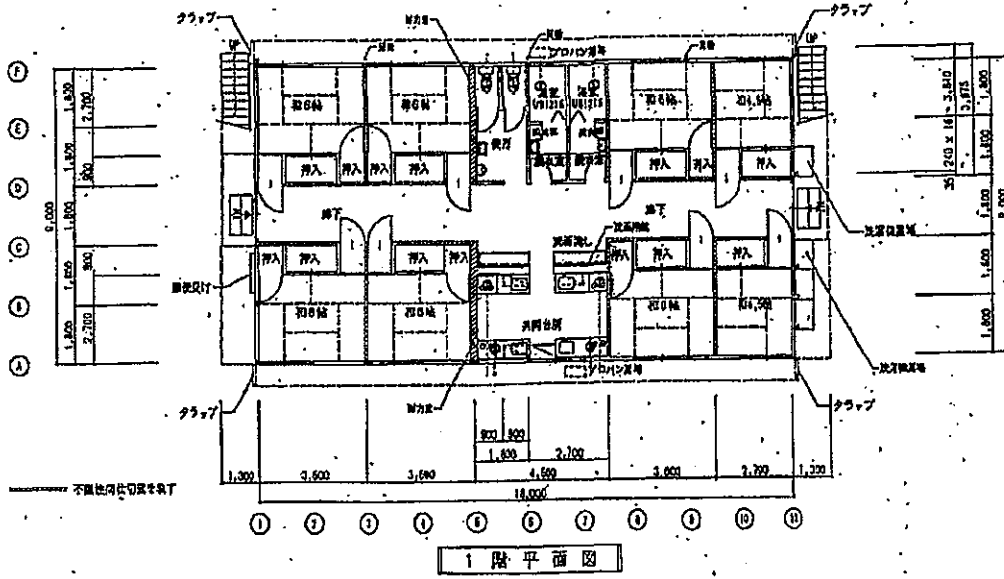
福祉事務所及び保健所で、申込者の健康状況及び生活状況等の判定を実施

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

《平面図》



2. 2階平面図



1. 1階平面図

(2) 芦屋市呉川町の事例

《概要》グループホーム型仮設住宅 3棟×14戸/棟=42戸

一般型の仮設住宅5棟、デイサービスセンター、呉川ふれあいセンター

《グループホーム型仮設住宅の概要》

1階建て

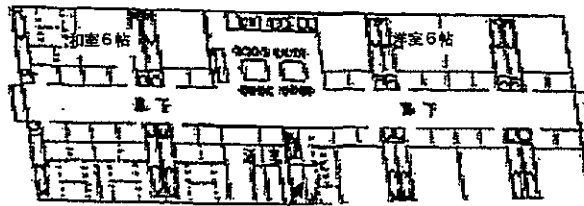
1棟あたり和室6畳(16㎡)6室・洋室6畳(16㎡)8室 計14室

生活援助員室、浴室、共同台所・コミュニティールーム(50㎡)

《グループホーム型仮設住宅の運営》

社会福祉法人尼崎老人福祉会に委託

図：芦屋市のケア付仮設住宅平面図



生活援助員室(和室6帖)

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて

1. 概要

新潟県中越地震時に長岡市の仮設住宅地において、居住者の集会等に利用するための施設の中に保健・福祉サービス等を提供する場所としてデイサービスセンターが設置された。

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300㎡

《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

※ 浴室、厨房は災害救助費等負担金の対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

図：サポートセンター千歳平面図

